

○警備業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成19年6月13日
警察本部訓令第18号

改正 平成22年3月10日本部訓令第8号、平成24年7月6日本部訓令第8号、平成26年3月25日本部訓令第10号、平成28年3月31日本部訓令第5号、平成30年10月30日本部訓令第16号、令和元年6月13日本部訓令第4号、令和元年12月13日本部訓令第8号、令和3年3月30日本部訓令第4号

警備業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

警備業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

警備業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令（平成13年香川県警察本部訓令第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）、警備業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の規定に基づく警備業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第2条 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長は、警備業に係る申請書、届出書又は申込書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条又は第37条の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長は、警備業に係る申請書又は届出書の提出を受ける場合において、申請又は届出の事項について調査を要するときは、法第3条に規定する警備業の要件に関し、警察官が調査することを告知するものとする。

3 生活安全企画課長及び警察署長は、申請書等を受理したときは、別記様式第1号の受付

簿に必要な事項を記録してその処理結果を明らかにするとともに、当該申請書等及びその関係書類を別表に定める順序により整理の上、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第3号）第2条第3号に規定する簿冊（以下「簿冊」という。）別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

- 4 警察署長は、申請書等及びその関係書類を生活安全企画課長に送付するときは、その写しを保存するものとする。

（認定申請）

第3条 警察署長は、法第5条第1項の規定による認定申請書の提出を受けたときは、別記様式第2号の警備業認定等調査書（以下「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第3号の警備業認定等審査表（以下「審査表」という。）により審査し、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に抵触するか否かを判断して、別記様式第4号の警備業認定（更新）上申書に当該認定申請書、調査書、審査表その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を經由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

（認定等）

第4条 生活安全企画課長は、前条の規定による警備業の認定に係る上申を受けたときは、審査表により審査した上、審査基準に抵触しないときは、その認定について専決するものとし、府令第5条に規定する認定証を作成し、当該認定証を香川県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）において、申請者に交付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定により作成した認定証を交付する日時及び場所について、上申に係る警察署長を經由して申請者に通知するものとする。

（不認定等）

第5条 生活安全企画課長は、前条第1項の規定による審査の結果、認定の申請が審査基準に抵触し、認定をしないことが相当と認めるときは、香川県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）に上申し、生活安全部長がその不認定について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第2条の不認定通知書を作成し、当該不認定通知書を生活安全企画課において申請者に交付して、処分の通知をしなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定により作成した不認定通知書を交付する日時及び場所について、上申に係る警察署長を經由して申請者に通知するものとする。

（警備業認定台帳）

第6条 生活安全企画課長は、第4条第1項の規定による認定証の交付をしたときは、別記様式第5号の警備業認定台帳を2通作成し、その1通を上申に係る警察署長に送付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長及び警察署長は、当該警備業認定台

帳を簿冊に認定番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

2 生活安全企画課長及び警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その都度前項の警備業認定台帳に必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 認定証の有効期間の更新をしたとき。
- (2) 認定の取消しをしたとき。
- (3) 認定証の再交付をしたとき。
- (4) 認定証の書換えをしたとき。
- (5) 営業所の名称又は所在地の変更があったとき。
- (6) 法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
- (7) 営業所の新規の設置があったとき。
- (8) 営業所の廃止があったとき。
- (9) 警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の氏名若しくは住所の変更があったとき。
- (10) 待機所の名称又は所在地の変更があったとき。
- (11) 服装の変更があったとき。
- (12) 護身用具の変更があったとき。
- (13) 立入り及び調査を行ったとき。
- (14) 機械警備業務の開始又は廃止があったとき。
- (15) 現任警備員指導教育責任者講習を受講したとき。
- (16) その他警備業認定台帳の記載内容に変更があったとき。

(認定証の再交付)

第7条 警察署長は、府令第7条第1項の規定による再交付申請書の提出を受けたときは、申請の事由を審査し、当該再交付申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による再交付申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、適当と認めるときは、専決により新たな認定証を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(認定証の有効期間の更新)

第8条 第3条から第5条までの規定は、法第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新の申請について準用する。この場合において、第4条第1項の規定を準用して行う申請者への当該更新に係る認定証の交付については、生活安全企画課長は、上申に係る警察署長を経由してその警察署において行うものとする。

2 警察署長は、前項後段の規定による認定証の交付の際、府令第9条の規定により引き換えて取得した従前の認定証を生活安全企画課長に送付しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 警察署長は、法第8条の規定による認定の取消しを行う必要がある事案を認知した

ときは、別記様式第6号の認定取消上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第8条の聴聞通知書を交付するときは、上申に係る警察署長を経由して行うことができる。
- 3 生活安全企画課長は、公安委員会が認定の取消しを決定したときは、細則第4条の認定取消通知書を作成し、これに別記様式第7号の不利益処分決定通知書を添えて、上申に係る警察署長に送付しなければならない。
- 4 警察署長は、前項の規定による認定取消通知書の送付を受けたときは、当該認定取消通知書を処分を受ける警備業者に交付して通知し、処分の執行をしなければならない。
- 5 警察署長は、前項の規定による処分の執行をしたときは、処分事項の履行について確認を行い、その状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（営業所設置等の届出）

第10条 警察署長は、府令第11条第1項に規定する営業所設置等届出書の提出を受けたときは、調査書により所定の事項を調査した上、審査表により審査し、別記様式第8号の営業所設置等届出報告書に当該営業所設置等届出書、調査書、審査表その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による営業所設置等届出報告書等の送付を受けたときは、審査表により審査し、適当と認めるときは、別記様式第5号の営業所届出台帳を2通作成し、その1通を当該警察署長に送付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長及び警察署長は、当該営業所届出台帳を簿冊に届出順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

（廃止の届出）

第11条 警察署長は、府令第15条第1項に規定する警備業廃止届出書の提出を受けたときは、届出の事由を確認し、当該届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

（変更の届出）

第12条 警察署長は、府令第17条第1項に規定する法第11条第1項変更届出書の提出を受けたときは、届出の事由を確認し、当該法第11条第1項変更届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、届出の内容が法第5条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事項の変更であるときは、当該変更事項について調査書により所定の事項を調査した上、審査表により審査し、当該法第11条第1項変更届出書に調査書、審査表その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（認定証の書換え）

第13条 警察署長は、府令第20条第1項の書換え申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該書換え申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による書換え申請書の送付を受けたときは、申請の事

由を審査し、適当と認めるときは、専決により新たな認定証を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(営業所の変更に係る届出)

第14条 警察署長は、府令第21条第1項に規定する法第11条第4項変更届出書又は都道府県内廃止届出書の提出を受けたときは、届出の事由を確認し、当該法第11条第4項変更届出書又は都道府県内廃止届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、届出の内容が法第5条第1項第3号に掲げる事項の変更であるときは、当該変更事項について調査書により所定の事項を調査した上、審査表により審査し、当該法第11条第4項変更届出書又は都道府県内廃止届出書に調査書、審査表その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(認定証の返納の届出)

第15条 警察署長は、法第4条の規定により公安委員会が認定をした警備業者から法第12条第1項又は第2項の規定により認定証が返納されたときは、別記様式第9号の認定証返納報告書に当該認定証を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

2 警察署長は、法第9条の規定により届出をしている警備業者から細則第5条の認定証返納届出書の提出を受けたときは、当該認定証返納届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

(服装及び護身用具の届出)

第16条 警察署長は、府令第28条第1項に規定する服装届出書若しくは護身用具届出書又は府令第32条第1項に規定する服装・護身用具変更届出書（以下この条において「届出書」と総称する。）の提出を受けたときは、届出の事由及び法令等に違反していないかを確認し、当該届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

(警備員指導教育責任者の兼任)

第17条 警察署長は、府令第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任の承認に係る関係書類の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該関係書類を生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による警備員指導教育責任者の兼任の承認に係る関係書類の送付を受けたときは、生活安全部長に上申しなければならない。

3 生活安全部長は、前項の規定による上申があったときは、府令第39条第3項に規定する基準に抵触しないと認めるときはその承認について、抵触していると認めるときはその不承認について専決するものとする。

4 生活安全企画課長は、前項の規定による承認の専決があったときは兼任を承認する旨の通知書を、不承認の専決があったときは兼任を承認しない旨の通知書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(警備員指導教育責任者講習)

第18条 生活安全企画課長は、講習規則第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出を受けたときは、申込みの内容を確認し、受講年月日、受講場所その他必要な事項を申込人に通知するものとする。

2 生活安全企画課長は、警備員指導教育責任者講習の修了考査に合格した者に対して、講習規則第7条第1項の警備員指導教育責任者講習修了証明書を作成し、交付しなければならない。

(警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付)

第19条 警察署長は、講習規則第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書の提出を受けたときは、申請の事由を審査し、当該警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、適当と認めるときは、専決により新たな警備員指導教育責任者講習修了証明書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(警備員指導教育責任者資格者証の交付)

第20条 警察署長は、府令第42条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の提出を受けたときは、調査書により所定の事項を調査した上、審査表により審査し、別記様式第10号の警備員指導教育責任者資格者証申請報告書に当該警備員指導教育責任者資格者証交付申請書、調査書、審査表その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による警備員指導教育責任者資格者証申請報告書等の送付を受けたときは、審査表により審査した上、審査基準に抵触しないときは、その交付について専決するものとし、別記様式第11号の警備員指導教育責任者資格者証交付台帳に必要な事項を記載するとともに、府令第41条に規定する警備員指導教育責任者資格者証を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。この場合において、警備員指導教育責任者資格者証には、公安委員会の公印（香川県公安委員会公印規則（平成12年香川県公安委員会規則第23号）第2条第2項の表3の項及び7の項に掲げる公安委員会の公印をいう。以下同じ。）を押し、及び資格者証番号（6桁の数字で、上位1桁は警備業務の区分番号、下位5桁は00001から始まる累年の一連番号により構成するもの）を付さなければならない。

(警備員指導教育責任者資格者証の不交付の通知)

第21条 生活安全企画課長は、前条第2項の規定による審査の結果、申請者が法第22条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不交付について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第10条の警備員指導教育責任者資格者証不交付通知書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(警備員指導教育責任者資格者証の書換え)

第22条 警察署長は、府令第43条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書に、警備員指導教育責任者資格者証その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、適当と認めるときは、専決により提出を受けた警備員指導教育責任者資格者証を書き換え、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(警備員指導教育責任者資格者証の再交付)

第23条 警察署長は、府令第43条第3項の規定による警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、適当と認めるときは、専決により新たな警備員指導教育責任者資格者証を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(現任指導教育責任者講習)

第24条 生活安全企画課長は、講習規則第9条第2項の規定による現任指導教育責任者講習(以下「現任講習」という。)を行うときは、講習規則第10条の現任指導教育責任者講習通知書を作成し、警備業者に通知しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、警備業者がやむを得ない理由により警備員指導教育責任者に現任講習を受けさせることができなかつたときは、その理由を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 3 生活安全企画課長は、現任講習を受講した者に対して、受講証明を行うものとする。

(検定申請の取扱い)

第25条 警察署長は、検定規則第9条第1項の規定による検定申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該検定申請書に関係書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による検定申請書等の送付を受けたときは、検定規則第10条の受検票を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(受検資格に該当しない旨の通知)

第26条 生活安全企画課長は、前条第1項の規定による検定申請書等の送付を受けたときは、申請者の受検資格について審査し、申請者が検定規則第8条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該検定を受検できない旨及びその理由を記載した書面を作成し、

当該警察署長を経由して申請者にこれを交付して通知しなければならない。

(成績証明書の交付)

第27条 生活安全企画課長は、法第23条第1項の規定により行う検定の合格者の決定について専決するものとする。この場合において、合格した者に対し、検定規則第11条の成績証明書を作成し、交付しなければならない。

(成績証明書の書換え)

第28条 警察署長は、検定規則第12条第1項の規定による成績証明書書換え申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該成績証明書書換え申請書に係る書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による成績証明書書換え申請書等の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、相当と認めるときは、専決により提出を受けた成績証明書を書き換え、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(成績証明書の再交付)

第29条 警察署長は、検定規則第12条第2項の規定による成績証明書再交付申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該成績証明書再交付申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による成績証明書再交付申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、相当と認めるときは、専決により新たな成績証明書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(合格証明書の交付)

第30条 警察署長は、検定規則第14条第1項の規定による合格証明書交付申請書の提出を受けたときは、別記様式第12号の警備員検定調査書により調査した上、別記様式第13号の警備員検定審査表により審査し、別記様式第10号の合格証明書申請報告書に当該合格証明書交付申請書、警備員検定調査書及び警備員検定審査表を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による合格証明書申請報告書等の送付を受けたときは、警備員検定審査表により審査した上、審査基準に抵触しないときは、その交付について専決するものとし、検定規則第13条の合格証明書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

3 前項の合格証明書には、公安委員会の公印を押し、並びに検定の種別及び区分ごとに累年の合格証明書番号を付さなければならない。

4 生活安全企画課長は、第2項の規定により合格証明書を交付したときは、別記様式第14号の合格証明書交付台帳に検定の種別ごと及び区分ごとに累年の合格証明書番号順に必要な事項を記載し、これを簿冊に編さんして保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

(合格証明書の不交付)

第31条 生活安全企画課長は、前条第2項の規定による審査の結果、申請者が法第23条第5項の規定により読み替えて準用する法第22条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不交付について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第15条の合格証明書不交付通知書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(合格証明書の書換え)

第32条 警察署長は、検定規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該合格証明書書換え申請書に關係書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による合格証明書書換え申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、適当と認めるときは、専決により提出を受けた合格証明書を書き換え、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(合格証明書の再交付)

第33条 警察署長は、検定規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該合格証明書再交付申請書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による合格証明書再交付申請書の送付を受けたときは、申請の事由を審査し、適当と認めるときは、専決により新たな合格証明書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(機械警備業務の開始届出)

第34条 警察署長は、府令第53条第1項に規定する機械警備業務開始届出書の提出を受けたときは、調査書により所定の事項を調査した上、審査表により審査し、別記様式第15号の機械警備業務開始届出報告書に当該機械警備業務開始届出書、調査書、審査表その他の關係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による機械警備業務開始届出報告書等の送付を受けたときは、審査表により審査し、適当と認めるときは、別記様式第5号の機械警備業務開始届出帳を2通作成し、その1通を当該警察署長に送付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長及び警察署長は、当該機械警備業務開始届出帳を簿冊に届出番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

(準用規定)

第35条 第11条の規定は機械警備業務の廃止の届出について、第12条及び第14条の規定は機械警備業務の変更の届出について、第18条の規定は機械警備業務管理者講習の受講の申込みについて、第19条の規定は機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付の申請について、第20条及び第21条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付の申請について、第22条及び第23条の規定は機械警備業務管理者資格者証の書換え及び再交付の申請について準用する。

(即応体制の整備基準の例外施設としての承認)

第36条 警察署長は、細則第17条ただし書の規定により即応体制の整備の基準の例外施設としたい旨の関係書類の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該関係書類を生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による即応体制の整備の基準の例外施設としたい旨の関係書類の送付を受けたときは、生活安全部長に上申しなければならない。

3 生活安全部長は、前項の規定による上申があったときは、細則第17条に規定する基準に抵触しないと認めるときはその承認について、抵触していると認めるときはその不承認について専決するものとする。

4 生活安全企画課長は、前項の規定による承認の専決があったときは即応体制の整備の基準の例外施設として承認する旨の通知書を、不承認の専決があったときは即応体制の整備の基準の例外施設として承認しない旨の通知書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

(報告及び立入検査)

第37条 生活安全企画課長及び警察署長は、法第46条の規定による警備業者に対する報告又は資料の提出を求めるときは、専決により細則第20条の報告等要求書を作成し、当該報告等要求書を名あて人である警備業者に交付しなければならない。

2 生活安全部長は、法第47条第1項の規定による立入検査を行う必要があると認めるときは、警察署長に対しその実施を指示することができる。

3 警察職員は、必要があると認めて営業所、基地局又は待機所（以下「営業所等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査したときは、その結果を別に定める立入実施結果報告書により営業所等の所在地を管轄する警察署長に報告し、及び当該立入実施結果報告書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、香川県警察本部の課等に所属している警察職員にあっては、その所属の長を通じて報告し、及び送付するものとする。

(指示)

第38条 警察署長は、法第48条の規定により警備業者に対し指示をする必要がある事案を認知したときは、別記様式第16号の指示処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申を受けたときは、行政手続法第13条第2項に規定する場合を除き、聴聞規則第20条に規定する弁明通知書を当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して交付し、当該名あて人から弁明があったときは、行政手続法第29条第1項に規定する弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第22条第1項に規定する弁明調書を作成しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の弁明通知書の交付を上申に係る警察署長を経由して行うことができる。

4 生活安全企画課長は、第1項の規定による上申及び第2項の弁明書又は弁明調書について

審査し、指示をすることが相当と認めるときは、専決により細則第20条の指示書を作成し、当該指示書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

- 5 警察署長は、前項の規定による指示書の送付を受けたときは、速やかに、当該指示書を不利益処分の名あて人に交付して処分を執行するとともに、後日、指示事項の履行について確認を行い、その状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(営業の停止等)

第39条 警察署長は、法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令、法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納命令又は法第42条第3項において準用する法第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納命令の処分を行う必要があると認めるときは別記様式第17号の警備員指導教育責任者資格者証返納命令処分上申書・合格証明書返納命令処分上申書・機械警備業務管理者資格者証返納命令処分上申書に、法第49条の規定による営業の停止等の処分を行う必要があると認めるときは別記様式第18号の営業停止等処分上申書にその事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の処分に係る聴聞規則第8条の聴聞通知書を交付するときは、上申に係る警察署長を経由して行うことができる。
- 3 生活安全企画課長は、公安委員会が法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずる処分の決定をしたとき、法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納を命ずる処分の決定をしたとき又は法第42条第3項において準用する法第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納を命ずる処分の決定をしたときは細則第11条第8項の返納命令書を、法第49条第1項の規定による営業の停止を命ずる処分の決定をしたときは細則第21条第1項の営業停止命令書を、法第49条第2項の規定による営業の廃止を命ずる処分の決定をしたときは細則第21条第2項の営業廃止命令書を作成し、これに別記様式第7号の不利益処分決定通知書を添えて、上申に係る警察署長に送付しなければならない。
- 4 警察署長は、前項の規定による返納命令書、営業停止命令書又は営業廃止命令書の送付を受けたときは、これを不利益処分の名あて人に交付して通知し、処分の執行をしなければならない。
- 5 警察署長は、前項の規定による処分の執行をしたときは、処分事項の履行について確認を行い、その状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(受領書)

第40条 生活安全企画課長及び警察署長は、申請者、警備業者、警備業を営んでいる者又は警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書若しくは機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（以下「申請者等」という。）に対し、公安委員会が発する書面を交付する場合において、必要があると認めるときは、受領書を徴するものとする。この場合において、徴した受領書は、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(審査請求等の教示)

第41条 申請者等に対し申請に対する処分又は不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示の記載にあつては、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年香川県公安委員会規則第3号）第26条の教示文を使用するものとする。

(手数料)

第42条 生活安全企画課長及び警察署長は、香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）別表第9に規定する事務の手数料を同条例第3条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の規定により収納しなければならない。

(電算登録)

第43条 生活安全企画課長は、法に基づく処分をしたとき、又は警察署長から送付を受けた申請書等について、別に定めるところによる警備業管理業務において電算登録を行う必要があるときは、警察庁情報管理システムによる電算登録を行わなければならない。

(報告)

第44条 警察署長は、毎年の取扱件数を別記様式第19号の警備業法関係事務取扱報告書により、翌年の1月15日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

2 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その内容を速やかに生活安全企画課長に報告しなければならない。

- (1) 警備員による犯罪
- (2) 警備業者による犯罪
- (3) 貴重品運搬警備業務における事件・事故
- (4) 警備業務における事件・事故

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年6月13日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第5条の規定により公安委員会が行う審査の申請に係る事務については、第25条から第29条までの規定を準用して行うものとする。

附 則（平成22年3月10日本部訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月30日本部訓令16号）

この訓令は、平成30年10月30日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年12月13日本部訓令8号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）